

公害防止計画制度について

公害防止計画とは

公害の著しい地域について、公害防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都道府県知事が策定する地域計画。(環境基本法)

公害防止計画制度の改正

H22年12月 中央環境審議会意見具申「今後の公害防止計画制度の在り方について」

H23年3月 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(公害財特法)の有効期限を10年延長

H23年8月 地域の自主性及び自立性を高めるための第2次一括法の一部施行に伴い、

- ①環境大臣による策定指示を廃止
- ②公害防止計画のうち公害防止対策事業計画以外の部分に係る環境大臣同意を廃止

公害防止対策事業計画

- **公害防止計画の一部**を構成する、**公害財特法に基づく計画**
- 都道府県知事が公害財特法に基づく財政上の特別措置を受けようとする場合には、**公害防止対策事業計画の環境大臣同意を求めて協議**
- 対象事業は、①下水道の設置又は改築、②しゅんせつ等、③農用地における客土等、④ダイオキシン類土壤汚染対策

公害防止対策事業計画の同意

- 30地域(24都府県)において策定されていた公害防止計画はH22年度末に終了。
- 制度の改正後、引き続き公害防止計画が作成された**21地域(18都府県)の公害防止対策事業計画について、H24年3月に環境大臣の同意を行った。**このうち**2地域(千葉県及び神奈川県)から同計画の改定について申し出があり、H29年3月に環境大臣の同意を行った。**

公害防止対策事業計画策定地域

